

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 3月号 (No.124)

2014年3月19日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

3月初めに、岩手県の陸前高田市と大槌町を訪問しました。震災後3年、復興が進んでいるとは言えない中で、保育の現状や新制度に向けての状況等について、自治体担当者の方や保育現場の方からお聞きしてきました。震災・津波による被害が大きかった両地域では、住民の暮らし・産業の再建が大きな課題となっている中で、その地域の保育をどうしていくのかも復興に密接に関わる課題としてとらえられています。「高齢化が進むが、復興し、子どもが生まれ育ち次代を担えるように行政が支えたい」(陸前高田市)、「保育士の処遇改善をしたいが、町の財政では限界」(大槌町)と、厳しい現実の中で自治体として何ができるのか模索がつついています。

国は2015年4月に新制度施行をめざし工程を示していますが、こういった自治体の状況をふまえているのでしょうか。

全国の自治体の状況は様々で、それぞれの課題を抱えるなかで、新制度施行準備を進めているはずですが、わが街の保育・子育てをどうしていくのか、自治体との懇談や議会への要望等を行いながら、自治体から国へも要望していくよう、働きかけることが必要ではないでしょうか。



学びを力にしよう!

一新制度施行をみすえ学習を

2015年4月からの新制度施行に向けて、政府は急ピッチで準備を進め、自治体にも対応を迫っています。私たちも、制度の検討状況等をタイムリーに学び、対応していくことが求められます。そこで、下記の学習会への参加を呼びかけます。

●保育研究所企画／新制度フォーラム(4月26～27日)

会場：26日 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

27日 全国町村議員会館

定員：180名

参加費：10,000円(保育研究所会員8,000円)

企画：新制度の主要論点と、願いを実現する視点
政省令・公定価格の仮単価をどう読み、子どもたちのために何をすべきか

26日～幼保連携型認定こども園を考える

27日～新制度の主要論点の徹底討論

*総勢9名の講師陣が、テーマ別に新制度の内容と子どもたちのために何をすべきか、課題を討論する。
政省令の解説も予定されている(案内書同封)。

●経営懇企画／新制度学習会&総会(6月1～2日)

会場：1日 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

2日 エデュカス東京

講師：杉山隆一氏(佛教大学)、村山祐一氏(元帝京大学)

資料代：会員1,000円(会員外5,000円)※予定

*公定価格と政省令について、民間保育園経営の観点から解説。幼保連携型認定こども園と保育所の違いや移行問題について検討する。2日の午後は、第17回経営懇総会を開催する。

新制度をめぐる動き

国の子ども・子育て会議は、3月12日に基準検討部会を開催し、財源の使い方と公定価格・利用者負担のあり方について検討しました。3月24日にも会議が予定されています。

●政省令の作成に遅れ? 国の出方待ちにせず、要請を!

国は、2013(H25)年度末を目途に政省令を作成

するとしていましたが、3月中旬現在も出されていません。また、公定価格の決定も遅れ気味になっている模様です。

一方で、自治体には条例策定や管理システムの構築等の準備を進めることを求めており、遅れがあっても帳尻をあわせ、そのしわ寄せが現場や自治体担当窓口に行くことが予想されます。政省令等、国の出方を待つことなく、自治体にむけて要望を届け、それぞれの自治体の保育・子育ての改善にむけた懇談等を行うことが求められます。

●財源不足により「質の改善」は限定的。保護者は負担増!?

3月12日の基準検討部会では、「量の拡充」と「質の改善」に、どのくらい費用が必要か、所要額の案が示されました。

新制度実現にあたっては、総額1兆円超を必要とし、消費税増税分で7000億円確保し、残りの3000億円は別に確保する、という説明がされてきました。しかし現在のところ、3000億円の財源確保の見通しは立っていない模様です。さらに、確保できる予定の7000億円のうち4000億円は量の拡充に充てるため、質の改善には3000億円しか確保できず、検討してきた内容でも実現できない項目が多くあることが明らかになりました。

12日の資料には、質の改善の内容を示し、3000億円で実施する予定の項目と追加の財源を確保して実施する予定の項目、実施しない項目等に分けて、掲載しています（同封の資料参照）。

◆職員配置～3歳児の職員配置のみ改善

3歳児の職員配置については、20:1を15:1に改善する（所要700億円）方向が示されました。しかし、1歳児（6:1→5:1）や4・5歳児（30:1→25:1）の改善については、実施しない項目になっています。

◆処遇改善事業～現行の事業と同程度の見込みか？

今年度実施されている保育士等処遇改善特例事業は、来年度も継続され、新制度施行後も、私立幼稚

園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善として当面3%分571億円程度が必要、とあげています。ただし、来年度以降は、自治体負担分が発生するため、自治体によっては処遇改善特例事業にとりくまないという判断をする可能性もあり、自治体への働きかけも重要です。

◆保護者の負担増は避けられない！

具体的な保育料の基準は、公定価格と合わせて国が示すとされており、4月以降に明らかになる予定です。しかし、質の改善により保育単価が引き上げられるため、保育単価限度で保育料を支払っている階層の場合、保育料が増えることが予想されます。会議の資料では、保護者からの徴収額が増えるため国の所要額は減るとの記載がされています。

●公定価格～給食費問題、保育時間区分による価格設定等、課題は多く検討続く

基準検討部会での論議は、公定価格と利用者負担についてを残すのみとなっていますが、検討課題が多く残されています。

◆給食費実費徴収問題～現場の声を届けよう

給食費については、2月24日の基準検討部会にて初めて提案されました。公定価格に給食費を含むかどうか、という論点に対しいくつかの案が示され、実費徴収の案も示されています。現在、保育所の給食費は基本的には運営費の中に含まれています（3歳以上児のみ主食費を徴収）。実費徴収になれば、現在より保護者の負担を増やすこととなります。保護者の財政状況に関わりなく、乳幼児期の子どもたちに食を保障している現状からみると大きな後退です。

全国保育団体連絡会では、この問題について関係大臣や子ども・子育て会議への要請を呼びかけています（同封のニュース参照）。要請ハガキを同封しますので、各園・地域から声を届けましょう。

◆保育時間による公定価格の設定

保育認定で、保育標準時間と保育短時間の2区分が設けられ、区分ごとに公定価格を設けるとされて

幼保連携型認定こども園への移行促進の動き

いますが、その具体的な価格設定については、方針が出されていません。短時間（8時間）認定の場合、“現行の保育所運営費の水準をベースに検討”とされていますが、現在の運営費相当額がそのまま公定価格とされるのか、11時間開所している現状をベースにして現行の運営費の8/11を短時間の価格とするのか等々、依然定かではありません。

◆新たな施設整備費補助とは？

資料によれば、施設整備費補助対象外法人や賃貸方式の施設等に減価償却費を加算する、という方針案が示されています。この場合、施設整備費補助の対象外法人としては、株式会社等これまで施設整備費補助を受けていない法人をさしている可能性があります。明確に示されてはいません。

●公定価格の差はない？～全体像が示されるまで楽観はできない！

今回の資料によれば、保育所と認定こども園の単価に差をつけるような公定価格や質改善の提案は殆どありません。唯一、差があるのは、直接契約施設への事務負担分として、幼稚園・認定こども園に非常勤の事務職員を週2日追加配置としている点です。研修のための代替職員配置や処遇改善は、保育所も認定こども園も同じように含まれています。しかし各項目の積算根拠等もはっきりしない状況では、楽観視はできません。

また、そもそも公定価格の基本的な考え方についても、費目積み上げ方式なのか、包括的な報酬体系とするのか、それらを組み合わせる形式とするのか、明らかになっていません。

全体としては、不十分ながら処遇改善や配置基準の改善の方向が示されていることに着目する必要があります。私たちの運動や各地域での要望・懇談、保育関係団体の主張等がないまま、自動的に改善が進むことはありません。国の出方待ちにせず、現場の声を自治体に届けること、そして自治体から国へ要望してもらうことが重要です。

新制度は、法律が成立する過程で、三党合意により「幼保連携型認定こども園への移行は義務付けない」とされました。しかし、政府は、幼保連携型認定こども園への移行促進で動いています（移行を促進するために都道府県計画で施設数を設定する等）。

保育団体内でも、幼保連携型認定こども園への移行を誘導する動きがあります。全私保連の全国政令指定都市会議では、既存施設から移行を希望する場合は移行できるように園庭の基準等を緩和してほしい、という要望書案を作成しています。その一環として、広島市私保連では、園庭に関する調査を緊急で行ないました。

また、静岡市では、全公立施設を幼保連携型認定こども園に移行させる方向をうちだしました。その根拠はあいまいなまま、移行という結論ありきで進めようとしており、静岡市保育運動協議会では市長と市議会に対し要望・懇談を行なう予定です。

各地・団体で移行を誘導するような動きがあるということは、そこまでしないと、なかなか認定こども園が増えない、という状況があるからではないでしょうか。しかし、実際には、移行した方が有利になるような公定価格も示されておらず、24条1項にもとづく保育所こそが安定的な経営の基盤をもっている（市町村との委託関係にあり、市町村が保育の実施に責任をもっているため）ことは明らかです。介護・障がい分野と大きく違うのが、24条1項を残させたことであり、この24条1項をもとに公的な保育保障を充実させていくことが、今後の運動の課題です。そういった観点から、移行促進の雰囲気に関わられないようにしていきましょう。

<連載・第2回>

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

第2回

「出勤率が8割を下回ったら有給休暇をあげなくていいというのは本当ですか？」

Q.

ある職員が病気で長期の休みとなったため、園の就業規則の規定のとおり、1年間休職をしていました。当月に復職することになり、有給休暇が付く日が来月くることになりましたが、どう対応すればよいのでしょうか。

A.

休職期間を全労働日から差し引くかについては労働基準法で定められていないので、法人（保育園）が有給休暇を与える義務は発生しません。しかし、職員保護の観点から有給休暇の出勤率を計算するとき分母・分子から除くようにしているところが多いです。

◆8割以上の出勤が必要です

今月も有給休暇の話でまたかと思われた方がいらっしやいましたらすいません。お客様との就業規則の打ち合わせでこの話がでたので、今回の話題にしてみました。

皆さんはどう対応されますか？

まずは、有給休暇の基本的なところから確認してみたいと思います。

有給休暇が発生するためには、「1年間（雇い入れた年は6か月間）の継続勤務」と「発生する日の前1年間（初年度は6か月）の全労働日に8割以上出勤したこと」（労働基準法39条1項、2項）が必要です。

8割以上出勤したかどうかは次の算式で計算します。

$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤日数（出勤したとみなされる日数）}}{\text{全労働日数}} \geq 8割$$

※全労働日というのは、就業規則その他によって定められた所定休日を除いた日のことです。具体的には、365日（366日）から所定休日の日数を控除した日数になります。

出勤率を計算するときには、遅刻・早退した日も、出勤している以上、有給休暇の計算上は「出勤日」とみなされます。

遅刻・早退の扱い以外で出勤率を計算するときには、以下のことにご注意ください。

1. 全労働日から除外される日（分母・分子から除外）
 - (1) 使用者の責に帰す休業期間（法人の都合で園をお休みしたとき）
 - (2) ストライキ等
 - (3) 不可効力による休業（天災など）
 - (4) 休日労働
2. 出勤したものとみなす日（分母・分子に含める）
 - (1) 業務上の負傷または疾病による療養のため休業した期間
 - (2) 産前産後の休業期間
 - (3) 育児・介護の休業期間
 - (4) 有給休暇として休んだ日

◆私傷病での休職期間の取り扱い

では、私傷病の休職の期間はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

全労働日から除外される日や出勤したものとみなす日については労働基準法で規定されているので判断できますが、休職については、実は、労働基準法では明確に規定されていません。厚生労働省の通達や判例においても明確な解釈が示

されていません。

つまり、現行法上では病気等の労働者の都合で休む休職については、必ずしも全労働日（出勤率の分母）から除外する義務はなく、また除外したことで法令違反ともなりません。

ですから、その期間の取り扱いは各法人（保育園）の就業規則でどう定めるかによることとなります。

具体的には、下記のどちらかになるでしょう。

1. 休職期間というのはもともと労働義務のない期間、出勤しなくてもいいですよという期間と解釈されるので、法人（保育園）が命じたり承諾した休職は労働義務がありません。なので、出勤日数（分子）・全労働日（分母）両方から除きます。
2. 欠勤との均衡を考えると欠勤と同様に不就業として取り扱うことにすれば、全労働日（分母）に算入して出勤日から休職した日数を控除します。

1か2のいずれの対応をするか定めておくと休職期間の取扱いが明確になります。

1であれば、有給休暇を与える義務が発生しますし、2であれば、与える義務は発生しないので、8割を割っていれば有給休暇はありません。

また、あまりないと思いますが、休業制度のない法人（保育園）では、有給休暇を使い切った後は欠勤と同じ扱いになります。

私も疑問に思うこともあり、都内の労働基準監督署に確認したところ、労働基準監督署によっても解釈・対応が異なっていました。ただ、法律に定められていることではないので、就業規則で出勤率に含めるかどうかは決めておくほうがよいという説明でした。

今回、有給休暇の出勤率について書かせていただきましたが、賞与の出勤率や退職金の勤続年数の計算とはまた違います。有給休暇の出勤率で休職

期間を除外したからといって、賞与の出勤率でも除外としなければならないということではありませんので、これについても法人でどう対応しているか一度確認されてはいかがでしょうか。

社会保険労務士の松田さんに質問してみませんか？疑問や質問を、事務局までお寄せ下さい。

* FAX : 03-6265-3184

* メール : gsp10404@nifty.com

●職員育成に、保育プラザ研修をご活用ください！

全国の保育運動に関わるみなさんから、募金をいただいて保育プラザビルが実現しました。3階には経営懇事務所もあります。

この保育プラザでは、研修事業を行っています。

春・夏は、新任研修や基本を学びなおしたい方向けの基本を中心にした週末講座、秋・冬はより専門的に深めたい方向けの専門講座を企画しています。その他、実技講座も予定しています。

東京近県はもちろん、比較的円歩の方にも、好評です。リフレッシュも兼ねた研修の機会として、職員を送りだしている施設もあります。

案内書・申込用紙を同封しますので、ぜひ、ご活用ください。



震災後3年、岩手県・陸前高田市、大槌町訪問

2月28日～3月2日、杉山隆一さん(佛教大学)、猪熊弘子さん(ジャーナリスト)、全保連・経営懇事務局で、震災後3年を迎える岩手県の陸前高田市・大槌町を訪問しました。訪問にあたり、岩手保育連絡会の渡辺さん・宮城県保育関係団体連絡会の尼崎さんに、ご案内・ご協力いただきました。

●陸前高田市～認定こども園で高田保育所の再建を検討

津波により全壊した公立の高田保育所は、現在、別の地域の民間保育園の旧園舎を借りて保



高田保育所での懇談

育を続けています。再建にむけて、「現況復旧」が基本の災害復旧の補助金では、別の場所への移転新築は対象になりません。そのため、陸前高田市は、「複合施設」を再建条件とする復興交付金を使って、高田保育所を認定こども園として再建する方向を打ち出しています。

しかし、現在、陸前高田市内の4・5歳は、殆ど保育所に入所しており、必ずしも幼稚園が必要とは言いきれない状況です。現場の職員の方も、「幼稚園のような短時間で子どもを帰していいのか」「保育時間がばらばらになって、子どもにとってどうなのか」といった不安が出されました。

また、全国的にも問題になっている保育士不足は、岩手県でも深刻です。公立は5園中1園が休園中にも関わらず、保育士は不足しています。市の社会福祉課との懇談の中でも、「保育士不足による待機が起りかねない状況」と報告されています。市長懇談のなかで、戸羽市長も「職員の処遇が劣悪だが、自治体の単独補助には限界がある、国がイニシアチブをとることが必要」と、語っていました。

●大槌町～仮設園舎での保育、やっと給食再開！

プレハブの仮設園舎で保育を行っている町立の安渡保育所を訪問し、所長先生からお話を聞きました。



【所長先生のお話】

震災後は、学校の空き教室で保育をしていたため給食室がなく、子どもたちに

仕出し弁当を食べてもらっていたので、給食室のあるプレハブに移れて、うれしい。

保育室は、カーテンのしきりで3部屋しかなく、せまいけれども、子どもたちに温かい給食を提供できること、また、向かいの公園であそんだり散歩をしたりしていたら給食のおいしそうな匂いが漂ってくることなどが本当にうれしい。

この4月からは定員に近い人数を受け入れる予定で、とくに3～5歳児の人数が増えるため保育室がかなり狭くなります。でも、保育所を利用したいという要望は高いことから、お母さんたちを支援したいと町役場の方とも話し、保育士もぎりぎりの状態だけれども受け入れる予定です。

プレハブ建設にあたっては、ゼロ歳児を生後4か月から受け入れていることもあり、ほふく室の設置を求めましたが、それはかないませんでした。年度途中から4か月の赤ちゃんも入ってくるので、ほふく室はないけれどもゆっくりできる環境を工夫してなんとかつくっていきたいです。園舎の向かいに公園もありいい環境だと思っていましたが、4月から工事の関係で公園がなくなりトラックが出入りするときに、ちょっと残念です。神奈川で開催された合研集会には、体制がきびしけれどもがんばって若い職員を送り出しました！全国の状況など学べてとてもよかったです。

●大槌町保健福祉課と懇談～町の復興と保育



仮設の大槌町役場にて

大槌町には、保育園 5 園（公 1、民 4）・託児所 1（公）・私立幼稚園 2 園があり

ます。震災前にたてた保育所再編計画では、公立保育所の民間移管・託児所の廃止を予定していましたが、現在ストップし、町立保育所はプレハブの仮設園舎で保育を続けています。少子化傾向が続いていましたが、今年度・来年度の出生数は一時期より増える見込みで、保育所への入所希望も増えてきているとのことでした。ゼロ歳児の入所希望も多いのですが、保育士が足りず、募集しても集まらない状況が続いているといいます。処遇面での改善がなければ集まらない、と町独自の補助を計上したいと要望したものの、町の財政状況が厳しく実現できませんでした。津波による被災で住宅そのものが少なく、災害公営住宅も建設中のため、保育士の求人にあたっては宿舍も用意して町の外から住み込んで働いてもらえるような条件を整備しないと、確保が難しい状況で、保育士不足問題が本当に深刻であることがわかりました。

被災地の保育の再建は、地域の産業の復興や住民の就業状況、住宅地の再建状況や街づくりに、密接に関わる問題です。住民である保護者が安心して暮らし働くために保育所はなくてはならない福祉施設ですが、自治体の財政状況によって単独補助には限りがあります。震災で大きな打撃を受けた町を、国がどのように支えていくのが重要ですが、今のところ、国の支えは不十分と言わざるを得ません。

●民間の支援で再建された保育所、公立の再建は遅れている

今回の訪問は、土日のため保育現場でのお話を聞く時間はあまり取れませんでした。いくつかの施設を訪問しました。被災した保育所のうち、民間保



左上…大槌町の（福）吉里吉里保育園。ユニセフの援助で建てたプレハブの仮園舎。奥の林の上の高台に園舎を建築中。

左下…日台きずな保育園（山田町）

津波で全壊し、高台に移転新築。台湾をはじめとする赤十字の支援で再建。園舎再建を機に、「わかき保育園」から「日台きずな保育園」に名称を変更。



育所は海外も含む民間の支援によって再建されているケースが多く、公立保育所の再建は遅れているといえます。



（福）大槌福祉会大槌保育園

左上…震災直後の大槌保育園（2011年4月）

左…保育室の天井ギリギリまで浸水した。

右上…被災した園舎の土台・鉄筋を使い、内部改修で再建した園舎（2014年3月）



●被災地の保育充実と研修活動支援の募金にご協力を

今回の訪問で、昨年の合研に参加した保育士さん



合研に参加した保育士に募金を手渡す杉山さん（大槌保育園）

に会うことができました。研修の機会が少ない中で、合研に参加し、全国からたくさんの保育関係者が集まっていることに励まされた、とのことでした。

被災地では、保育条件の整備の遅れや保育士不足による余裕のなさ、子育て世帯の生活の不安定さ等々、厳しい状況が続いています。その中でも少しでも保育を充実させ、保育者が見通しを持って保育できるように、研修活動支援の被災地募金が全保連から提起されました。ご協力ください（詳細は募金呼びかけ参照）。

当 面の課題

●24条1項にもとづき 保育園経営を貫こう！

経営懇役員会として、『幼保連携型認定こども園ではなく、児童福祉法24条1項にもとづく保育園で保育事業を継続していこう』という声明を作成し、経営懇内外の民間保育園に呼びかけることとしました。

声明は、現在作成中です。4月中に、みなさんにお届けする予定です。近隣の保育園にも呼びかけましょう。

●市区町村へのとりくみ

条例策定が予定される6月議会に向けて、市区町村にどう働きかけるかが重要です。できることから動きをつくりましょう。

*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等に、質問や意見を出そう。

*関係者との共同のとりくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

*新制度と他の運動を連動させよう！

待機児童問題や民営化反対の運動等を、新制度の運動と連動させてとりくもう

◆自治体にむけたとりくみ・自治体との関係づくりは、新制度問題だけでなく今後も継続していく課題です。市区町村の委託を受け、保育事業を担う法人・施設として、保育分野から町づくりに参加していくことも必要ではないでしょうか。

●集中的に学び力にしよう

①4/26～27 保育研究所フォーラム

3月末から4月初めに提示される政省令・公定価格（仮単価）を、どう読むか!?最新の新制度情報を学び、各地域に持ち帰りましょう（同封の案内書参照）。

②6/1～2 学習会&経営懇総会

集中的に新制度の最新情勢を学びます
講師は、杉山隆一氏、村山祐一氏。

総会は6/2の午後に開催します。

会場：1日 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
2日 エデュカス東京

同封の資料（ご確認ください）

- ①子ども・子育て会議（3/12資料抜粋）
- ②全保連活動推進ニュース No. 16
- ③給食費実費徴収に関する要請ハガキ
- ④新制度フォーラム案内書
- ⑤保育プラザ研修案内書
- ⑥被災地の保育を支援する募金の呼びかけ

★『ちいさいなかま』定期購読受付中



全国保育団体発行
月刊『ちいさいなかま』

保育と子育てを中心に、保護者や保育者、読者の声で作っている雑誌です。

職員会議や、保護者との懇談会等でも使える、と大好評です。

見本誌・チラシ等、お送りできますので、必要な園は、ご連絡ください。

1冊 390円
臨時増刊号 490円
（※4月1日以降の定価）